

三重県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）等について
三重県次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）について

- 1 子ども・若者育成支援推進法においては、「都道府県子ども・若者計画」の策定は努力義務となっています。また、その内容は、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」を勘案して作成するものとされています。
- 2 第2期三重県次世代育成支援行動計画（平成22年3月策定）は、平成11年度策定の「三重県青少年健全育成ビジョン」を加味し、子ども・青少年施策の一体的な計画として策定されています（計画期間：平成26年度末）。
- 3 子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）や第2期三重県次世代育成支援行動計画等から想定される「子ども・若者計画」の記載項目は次のとおりであり、これらを参考に必要な項目を記載します。

● 青少年健全育成	ネット被害から青少年を守る取組
● 犯罪のない安全・安心のまちづくり	犯罪等から守る施策の推進
● 少年非行の防止	いじめ問題
● 若者の雇用支援	若年無業者等の自立支援
● ニート・ひきこもり・不登校	外国人の子どもへの支援
● 思春期のこころの健康づくり	健やかな心身をはぐくむ教育の推進
● 薬物乱用防止	交通安全対策の推進
● 相談体制（子ども・若者総合相談センター・地域協議会）	

三重県では、平成27年度以降の計画について、「子ども・若者計画」を独立して作成するのではなく、「三重県地域少子化対策強化計画」、「子ども・子育て支援事業支援計画」、「次世代育成支援行動計画」等と一体化した計画（三重県子ども・少子化対策計画（仮称））を策定することとしています。

- 4 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」として記載されている項目のうち、「三重県地域少子化対策強化計画」、「子ども・子育て支援事業支援計画(イメージ)」、「子ども・若者計画」のいずれにも記載されていないものがある場合は、新計画に掲載の必要性を判断のうえ、必要な項目を記載していくこととします。
- 5 なお、放課後児童クラブと放課後子ども教室は、共に地域における放課後の放課後の児童の居場所であり、一体的にあるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）として推進しています。

(参考)

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(「都道府県子ども・若者計画」)を作成するよう努めるものとする。

(子ども・若者育成支援推進大綱 記載事項)

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
- 八 第二条第七号(修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。)に規定する支援に関する事項
 - 二 イから八までに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項